

第7章 誘導施策

第7章 誘導施策

本章では、まちづくりの方針(ターゲット)及び将来都市構造の実現や、都市機能及び居住の誘導等を緩やかに図るための誘導施策を設定します。

1. 誘導施策の基本的な考え方

- ◆立地適正化計画で目指す将来都市像やまちづくりの方針(ターゲット)等を実現する観点から、下表の体系に基づき誘導施策を設定します。

【誘導施策の体系】

立地適正化計画で目指すまちづくりの方針(ターゲット)		誘導施策
	誘導施策の方針	
まちづくりの方針1 良好な住環境等の活用と創出による若年・子育て世代の定住促進	①既存住宅ストックの有効活用と街なかにおける良好な住宅地形成	①-A～C
	②UR団地等、大規模団地の地域の再生	②-A～C
	③空き家や低未利用地等の有効活用	③-A～B
	④災害時の安全性や健康増進等を考慮した住環境の形成	④-A～E
	⑤市内外への情報発信の強化及び働く場所の確保	⑤-A～C
	⑥人口減少・少子高齢の状況下における公共サービスの維持・向上	⑥-A
まちづくりの方針2 拠点ごとの役割に応じた都市機能誘導による利便性の向上	⑦中心拠点を担うエリアへの非日常的な機能を含めた様々な都市機能の誘導	⑦-A～B
	⑧生活拠点を担うエリアへの日常の暮らしに不可欠な都市機能の誘導	⑧-A
	⑨公的不動産等を活用した若年・子育て世代の定住促進及び高齢化への対応に資する拠点形成	⑨-A
まちづくりの方針3 郊外部等から拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの形成	⑩基幹的な公共交通の維持・充実	⑩-A
	⑪郊外部の住宅団地等から拠点へのアクセス強化	⑪-A

2. 誘導施策

①既存住宅ストックの有効活用と街なかにおける良好な住宅地形成

坂戸市まち・ひと・しごと創成総合戦略の具体的な施策の1つである「住宅用地を創出する」により、若年・子育て世代の定住促進の受け皿となるような環境を創出し、定住人口の増加を図ります。

①-A 住宅対策事業

（「多世代同居住宅改修等工事」及び「多世代近居住宅取得」の補助金交付制度の実施）

◇親世代と子世代が市内に居住し、多世代同居・近居するための住宅取得費用等の一部を補助し、定住促進を図る。

『多世代同居住宅改修等工事』の補助金交付制度

親世代か子世代のどちらかが所有する住宅を建て替え、増築又は改修して同居した場合に、対象となる工事費用の一部を補助します。

1. 補助金の額 **最大100万円**

改修等工事・・・40万円 ※補助対象費額の1/2の上限額	転入加算・・・+20万円 ※子世代が市内から転入した場合	扶養加算・・・+20万円 ※中学生以下の子どもが扶養している場合
新築加算・・・+10万円 ※新築・5階（建て替え）した場合	市内県者加算・・・+10万円 ※市内の事業者が工事した場合	
2. 補助対象物件
 - ・親世代又は子世代が改修等工事の着手前から所有する住宅
 - ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅
3. 補助対象者（次のすべての要件を満たしている方）
 - ・住宅改修等工事完了日と同居開始日の間が**3か月以内**であること
 - ・補助金の交付申請期間は、住宅改修等工事完了日と同居開始日のいずれか遅い方から**3か月以内**であること
4. 手続き（例）
5. 各要件
 - ・子世代とは、補助金の交付の申請時において40歳未満である方、又は中学生以下の子どもを扶養している方をいいます。（※単身世帯を除く）
 - ・親世代とは、子世代又はその配偶者の直系尊属をいいます。
6. 注意事項
 - ・居住の用に供する部分以外の工事は対象になりません。
 - ・補助金の交付申請の時期は、住宅の改修等工事の完了後になります。
 - ・詳細な条件については、工事や契約の前に必ずご確認ください。

詳しくは、坂戸市住宅政策課 住宅政策係 TEL049-283-1331（内線543）まで

『多世代近居住宅取得』の補助金交付制度

市内において親世代と近居するために住宅を取得した子世代に対し、費用の一部を補助します。

1. 補助金の額 **最大80万円**

住宅取得費用20万円 ※補助対象費額の1/2の上限額	転入加算・・・+20万円 ※子世代が市内から転入した場合	扶養加算・・・+20万円 ※中学生以下の子どもが扶養している場合
新築加算・・・+10万円 ※新築した場合	市内県者加算・・・+10万円 ※市内の事業者が工事した場合	
2. 補助対象物件
 - ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅
 - ・一戸建て住宅：居住面積75㎡以上、共同住宅：居住面積55㎡以上
3. 補助対象者（次のすべての要件を満たしている子世代）
 - ・補助対象物件取得日と居住開始日の間が**3か月以内**であること
 - ・補助金の交付申請期間は、補助対象物件取得日と居住開始日のいずれか遅い方から**3か月以内**であること
4. 手続き（例）
5. 各要件
 - ・子世代とは、補助金の交付の申請時において40歳未満である方、又は中学生以下の子どもを扶養している方をいいます。（※単身世帯を除く）
 - ・親世代とは、子世代又はその配偶者の直系尊属であって、所有する市内の住宅に居住している者をいいます。
6. 注意事項
 - ・居住の用に供する部分以外の工事又は購入に要する費用は対象になりません。
 - ・補助金の交付申請の時期は、住宅の取得後になります。
 - ・詳細な条件については、工事や契約の前に必ずご確認ください。

詳しくは、坂戸市住宅政策課 住宅政策係 TEL049-283-1331（内線543）まで

出典:坂戸市ホームページ 坂戸市多世代同居住宅改修等工事補助金交付制度のご案内

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

①-B 住宅耐震改修促進事業

◇震災に強い安全で安心なまちづくりの推進のため、昨今の大地震における建物の被害状況を鑑み、平成12（2000）年5月31日以前に着工された階数2以下の木造の一戸建て住宅の耐震診断、耐震改修を行う場合及び、危険なブロック塀等の除却を行う場合に補助を行うなど耐震化を促進する。

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

①-C 土地区画整理事業の推進

◇石井地区・片柳地区・関間四丁目地区の土地区画整理事業による計画的な市街地整備や街並み整備を推進し、居住地として選ばれる魅力の高いまちを創出する。



石井土地区画整理事業地内



関間四丁目土地区画整理事業地内

■対象地区

居住誘導区域

②UR団地等、大規模団地の地域の再生

都市基盤が整った良好な住宅団地については、現存する団地特有の課題等を把握し、居住地として選ばれるよう、近隣大学やUR都市再生機構との連携を図りながら、団地の再生を推進します。

②-A 住宅団地対応事業

◇地域特有の課題を把握・整理し、解決に向けた施策をまとめた、住宅団地ごとの将来ビジョンの策定に取り組む。

■対象地区

居住誘導区域(北坂戸駅周辺地区・西坂戸地区・鶴舞地区(一本松駅周辺))

②-B URとの協働事業

◇人口減少が継続する住宅(団)地において、住民が孤立せず生活の質を維持できるように、地域コミュニティが機能し、様々な主体が協働して支援し、安全と安心の確保を図る。

■対象地区

居住誘導区域(北坂戸駅周辺地区)

②-C 北坂戸団地にぎわい再生事業

◇UR都市機構が所有する空き店舗を借り上げ、大学と連携し、にぎわい再生の拠点施設として運営する。なお、施設に設置した太陽光発電システムによる売電収入を、借上料の一部に充てている。



北坂戸にぎわいサロン:城西大学での開催の様子



北坂戸にぎわいサロン:東京電機大学での開催の様子

出典:坂戸市ホームページ

◇城西大学及び東京電機大学では、UR都市再生機構の施設に設置した太陽光発電システムによる充電収入で空き店舗を借り上げ、大学と連携し、にぎわい再生の拠点施設である「北坂戸にぎわいサロン」を運営している。

■対象地区

居住誘導区域(北坂戸駅周辺地区)

③空き家や低未利用地等の有効活用

空き家等対策の推進に関する特別措置法及び坂戸市空き家等の適正管理に関する条例に基づき空き家対策を推進し、空き家を有効活用できる仕組みや子育て支援策と連動した取り組みを実践します。

③-A 住宅対策事業(「空き家改修等工事」の補助金交付制度の実施)

◇管理不全な空き家等の所有者等に対する助言・指導等の措置を図るとともに、危険空き家に対する改修や除却費用の補助を行う。また、空き家等の現状の実態調査や空き家等の売買や賃借を促進するために空き家バンク事業を行う。

「空き家改修工事等」の 補助金交付制度

市では、空き家の有効活用を図るため、空き家の「改修工事」や「家財処分」に対して、費用の一部を補助します。

- 1 補助金の額

改修工事 最高 40万円
補助対象経費の1/2

家財処分 最高 10万円
補助対象経費の1/2


- 2 補助対象建築物

(1) 市内の一戸建ての住宅で、補助金の交付の申請時において、1年以上居住その他の使用がなされていないもの

(2) 市内の建築基準法等の法令の規定に適合しているもの

(3) 昭和56年6月1日以後に着工されたもの(昭和56年5月31日以前に着工されたものでも、地震に対して安全な構造であると判断できるものは対象となります。)
- 3 補助対象者

空き家に居住しようとする所有者(※自己居住用が対象。)
- 4 補助対象経費

補助対象物件の改修工事等に要する経費
ただし、次の経費を除きます。

 - (1) 居住の用に供する部分以外の改修工事等に要する経費
 - (2) 設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料
 - (3) 浄化槽の設置、撤去等に要する経費
- 5 申請方法

住宅政策課窓口または市ホームページにある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ関係資料を添付して申し込みをしてください。

※申請は必ず工事着手前に行い、交付決定通知の日以降に工事着手してください。

詳しくは、坂戸市住宅政策課 住宅政策係
TEL283-1331 (内線 543) まで

出典:坂戸市ホームページ 坂戸市空き家改修工事等の補助金交付制度のご案内

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

③-B 創業経営発達支援事業

◇市内の空き店舗等を利用して新たに創業する方に、店舗家賃や開店時の改修工事費用の一部を助成する。

本市における創業の促進と地域経済の活性化を目的に、市内の空き店舗を利用して創業を計画している方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

制度概要

申請資格（すべてに該当する方）

- ・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けていること。（認定特定創業支援等事業による支援を受けていること。）[「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する申請書」](#)（Wordファイル/21KB）
- ・市内の空き店舗等の所有者と賃貸借契約を締結し、該当する空き店舗等において創業をすること。
- ・空き店舗等の所有者が、本人（法人の場合にあつては、その代表者）又はその二親等内の親族若しくは同一生計を営んでいると認められるものでないこと。
- ・申請を行う年度内に創業を開始する見込みがあること。
- ・空き店舗等の改修工事をする場合にあつては、該当する年度内に工事が完了すること。
- ・過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことがある者若しくは法人の代表者であった者またはこれらの者が代表者である法人でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・許認可等を要する業種の創業にあつては、該当する許認可等を受けていること（該当する許認可等を受けることが確実と認められる場合を含む。）。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行わないこと。

助成対象となる物件

坂戸市内の店舗または事務所であつて、現に使用されていない物件であること。

出典:坂戸市ホームページ 創業支援事業助成金(抜粋)

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

④災害時の安全性や健康増進等を考慮した住環境の形成

将来にわたり、誰もが安心・安全に住み続けられる住環境を形成するため、立地適正化計画において、災害時等における安全性を考慮した居住誘導区域の設定を行います。

また、高齢者をはじめとするあらゆる世代が、住み慣れた地域で健康的に暮らせるよう健康増進にも考慮した住環境の形成を推進していきます。

④-A 立地適正化計画検討事業

（災害時の安全性を考慮した居住誘導と防災・減災対策の推進）

- ◇立地適正化計画における居住誘導区域設定の際には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域については除外する。
- ◇浸水想定区域及び消防活動困難区域については、現状の土地利用等を踏まえ居住誘導区域に含めるが、地域防災計画に基づき情報の収集・伝達、避難・収容等、発災段階に応じた防災・減災対策等を十分に講じる。
- ◇浸水対策については、地震及び洪水ハザードマップにより、浸水想定区域の周知を図り、本市・毛呂山町・越生町の3市町で構成する越辺川・高麗川水害予防組合の水防計画に基づき、両河川の越水及び堤防の決壊を防ぐために必要な機材を整備し、豪雨等により氾濫した場合には、各水防団及び消防機関と連携し、被害を防ぐための水防工法を行う。
- ◇また、消防活動困難区域については、都市計画法53条区域の調査・研究を進め、狭あい道路の整備等により改善を目指す。

■対象地区

居住誘導区域

④-B 地震及び洪水ハザードマップの全戸配布

◇地震及び洪水ハザードマップの全戸配布を実施し、災害が想定される区域や避難所等の周知を図り、防災及び減災に努める。

令和3年保存版

坂戸市

災害を知り、
災害に強くなる。

防災マップ

地震
Earthquake

風水害
Wind/Flood Damage

土砂災害
Landslide Disaster

Sakado City Disaster Prevention Map

坂戸市防災地図

Mapa de prevención de desastres de la ciudad de Sakado

Bản đồ phòng chống thiên tai Thành phố Sakado

防災メモ

避難場所【地震】

【水害・土砂災害】

避難所【地震】

【水害・土砂災害】

家族の離ればなれになった時の集合場所

家族・親族の連絡先

名前	住所	電話番号	職場・学校の名称	職場・学校の連絡先

防災関係機関連絡先

名称	電話番号	名称	電話番号
坂戸市役所	049-253-1331(代)	坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部	049-251-2119(代)
中央公民館	049-281-1567	坂戸消防署	049-281-3494
三ツ野公民館	049-281-0268	坂戸消防署 西分署	049-285-1119
唐沢公民館	049-284-6000	坂戸消防署 東分署	049-284-0119
大塚公民館	049-285-2002	坂戸・鶴ヶ島水産会館	049-283-1951
北坂戸公民館	049-283-3962	坂戸・鶴ヶ島下水道組合	049-283-2001
鳩山公民館	049-285-6657	NTT 東日本	113(携帯電話から)
浅沼野公民館	049-283-6262	(電話の故障、電話機の壊れ下り)	0120-444-113
千代田公民館	049-283-3822	東京電力パワーフランド	0120-966-007
入間地区交流センター	049-281-0044	(停電、電圧変動など設備に異常に気付いた時)	049-284-9000
西入間警察署	049-284-0110	坂戸ガス	049-284-9000
北坂戸警察交番	049-282-2949	東武バス 西武バス(バスステーション)	049-285-1919
坂戸警察交番	049-284-2090		

■企画・編集

坂戸市 総務課防災安全課

■制作

Y-250-0202 坂戸市防災マップ(図) 1-1-1

■印刷

049-253-1331(印刷課)

■E-mail

sakado250@city.sakado.lg.jp

■発行

令和3年3月

■発行所

株式会社伊勢田メディア

出典:坂戸市ホームページ 坂戸市防災マップ

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

④-C 交通安全施設等整備事業

◇交通事故の減少を目的に、交通環境上問題のある箇所に適切な交通安全施設の整備を図る。また、老朽化した交通安全施設の点検、修繕を実施する。

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

138

④-D 高麗川・越辺川遊歩道整備事業

◇利用者が安心・安全に自然に親しみながら快適に通行できるコースを確保するため、遊歩道の維持管理及び水害時における可動式トイレの撤去・復旧を行う。



出典：坂戸市ホームページ 高麗川・越辺川遊歩道整備

■対象地区

高麗川・越辺川周辺地域

④-E 要介護高齢者生活支援事業

◇在宅で介護が必要な高齢者に、緊急時通報システム事業、高齢者移送支援サービス事業等のサービスを提供することにより、在宅生活の質の向上、安全の確保、介護者の負担軽減、緊急時の迅速な対応を図る。

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

⑤市内外への情報発信の強化及び働く場所の確保

坂戸市定住促進施策基本方針である「情報発信の強化」及び「働く場所の確保」により、坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合をとりつつ、若者等の就職・職場定着等の支援を行い、若者・子育て世代(地縁・血縁者)をメインターゲットとして、定住人口の増加を図ります。

⑤-A シティプロモーション推進事業

◇イメージキャラクター「さかろん」、テレビ埼玉のデータ放送サービス、坂戸のまち散歩まっぴ「いいね さかど」等の活用により、市のPR活動、市政情報等の発信を行う。



出典:坂戸市役所ホームページ シティプロモーションパンフレット『いいね さかど』(令和5(2023)年3月発行)

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

⑤-B 中小企業融資事業

◇市と協定を結んでいる金融機関に預託することにより、市内で事業を営む中小企業者に対し金融機関や保証協会の協力を得て融資する。返済完了時に利子の30%を補助する。

坂戸市中小企業制度融資	
一般小口	
融資対象	
1. 市内に店舗、工場または事業所を有し、申込以前1年以上継続して同一事業を営んでいること 2. 個人においては、市内に引き続き6ヶ月以上居住し、住民基本台帳法に規定する住民票に記載されている者であること 3. 法人においては、商業登記法に規定する商業登記簿に本店の所在地を坂戸市内として登記されているものであること 4. 中小企業信用保証法施行令第1条に定める業種であること 5. 市税を完納していること 6. 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者並びにその連帯保証人でない方 7. 市制度融資の連帯保証人でないこと	
融資限度額	
1,000万円	
用途及び融資期間	
・ 運転の場合、7年以内 ・ 設備の場合、10年以内	
返済方法	
分割返済(1年以内償還)	
利率	
年1.60(一セント)	

出典:坂戸市ホームページ 中小企業向け制度融資(抜粋)

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

⑤-C 工場誘致奨励事業

◇市内の特定地域に工場を新設または移設し、操業開始する事業所に対し、工場等誘致奨励金を交付する。また、操業開始時に市内在住者を1年間以上常用従業員として雇用した場合には、雇用促進奨励金を交付する。

企業誘致奨励金について
工場誘致奨励金に基づき一定の条件を満たした企業に対し、申請により工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金を交付します。
申請条件
特定地域内（注1）に工場等（注2）を新設（注3）または移設（注4）した企業で下記の条件を満たすもの。
1. 工場等の敷地面積2,000平方メートル以上 2. 工場等の延床面積1,000平方メートル以上 3. 常時雇用する従業員数20人以上 4. 公害（注5）の発生のおそれのない工場等
（注1）特定地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規程する工業地域、工業専用地域および準工業地域をいう。
（注2）工場等とは、営業活動のため、物品の製造・加工および修理等を行うための工場、物品の運送を行うために使用する倉庫または研究の目的に使用する施設を言う。
（注3）新設とは、市内に工場等を有しない者が新たに、または市内に工場等を有する者が別に特定地域内の所有権または借地権を有する土地に建設または買取りにより工場等を設置することをいう。
（注4）移設とは、市内に工場等を有する者が、特定地域内の所有権または借地権を有する土地に建設または買取りにより当該工場等の全部または一部を特定地域へ移転することをいう。
（注5）公害とは、環境基本法第2条第3項に規程する公害をいう。
工場等設置奨励金
操業等開始日の属する年度の翌年度から4年間、納付した固定資産税額の2分の1を工場等設置奨励金として交付します。
雇用促進奨励金
操業等開始時に市内に住所を有する者を、新たに常用の従業員として雇用した場合で、1年以上継続したときに雇用促進奨励金を交付します。
1. 交付額 被雇用者1人当たり年間10万円 2. 限度額 1事業所年間300万円 3. 交付期間 5年間

出典:坂戸市ホームページ 市の企業誘致奨励金(抜粋)

■対象地区

居住誘導区域外(工業地域、工業専用地域及び準工業地域)

⑥人口減少・少子高齢の状況下における公共サービスの維持・向上

人口減少・少子高齢の状況下においても、持続可能な都市経営に向けた計画的なまちづくりを進めるため、公共施設等マネジメント計画に基づくアクションプランを策定し、施設の利用状況や実情を考慮し、統廃合や減築による最適化及び地域交流センター等を中心に施設の複合化を図りながら、公共サービスの維持・向上を図ります。

⑥-A 公共施設等マネジメント推進事業

◇公共施設等マネジメント計画の実施及び見直しを行う。また、施設の個別実施計画であるアクションプランの策定を進める。

■対象地区

立地適正化計画区域(市全域)

⑦中心拠点を担うエリアへの非日常的な機能を含めた様々な都市機能の誘導

現に各種都市機能が集積しており、利便性の高い東武東上線坂戸駅・若葉駅・北坂戸駅周辺等の中心拠点を担うエリアについては、市の顔として、非日常的な機能を含めた様々な都市機能を誘導することで、市全体の更なる利便性の向上を目指し、市外からも「選ばれ続ける都市」を形成するため、拠点性の強化を図ります。

⑦-A 立地適正化計画検討事業(拠点性の強化に資する都市機能の誘導)

◇坂戸駅周辺地区については、駅周辺の中心拠点として「百貨店・大型商業施設」を誘導施設に位置づけ、新たな立地を促進し、更なる拠点性の強化を図る。

■対象地区

都市機能誘導区域(中心拠点:坂戸駅周辺地区)

⑦-B 立地適正化計画検討事業(現状の都市機能の維持)

◇坂戸駅・若葉駅・北坂戸駅周辺地区及び中心部にぎわい軸・坂戸市役所周辺の各中心拠点到既に立地している「小規模保育施設」、「百貨店・大型商業施設」、「スーパーマーケット」、「病院」、「銀行・郵便局等」、「中央図書館」、「文化施設・文化会館」については、中心拠点への集積型施設として誘導施設に位置づけ、将来にわたり維持していく。



出典:こひつじ園ホームページ



出典:坂戸市ホームページ

■対象地区

都市機能誘導区域(中心拠点)

⑧生活拠点を担うエリアへの日常の暮らしに不可欠な都市機能の誘導

主に周辺の居住者の生活を支える生活拠点を担うエリアについては、更なる利便性の向上を目指し、日常の暮らしに不可欠な都市機能を誘導し、暮らしの中の拠点を形成していきます。

⑧-A 立地適正化計画検討事業(不足する都市機能の立地促進と現状の施設の維持)

- ◇市民健康センター周辺及び鶴舞地区(一本松駅周辺)については、機能の不足がみられるスーパーマーケット及び銀行・郵便局等を新たな誘導施設に位置づけ、主に周辺住民の生活利便性の向上を図る。
- ◇なお、拠点内に既に立地している市民健康センター、スーパーマーケット、銀行・郵便局等については、生活拠点への集約型施設として誘導施設に位置づけ、将来にわたり維持していく。

■対象地区

都市機能誘導区域(生活拠点)

⑨公的不動産等を活用した若年・子育て世代の定住促進及び高齢化への対応に資する拠点形成

公的不動産を活用し、若年・子育て世代の定住促進及び高齢化への対応に資する拠点の形成等を推進していきます。

⑨-A 公的不動産を活用した拠点整備の推進

- ◇公共施設跡地等利用基本方針に基づき、住宅団地等における公的不動産の有効活用の基本方向を定める。
- ◇特に人口減少・少子高齢化の進行が著しい北坂戸駅周辺地区については、閉校した北坂戸小学校用地等を活用し、若年・子育て世代の定住促進及び高齢化への対応に資する拠点形成を推進する。



閉校した北坂戸小学校用地(平成28(2018)年11月撮影)

■対象地区

都市機能誘導区域

⑩基幹的な公共交通の維持・充実

鉄道や利便性の高い基幹的なバス路線(片道 30 本以上/日)については、今後更なる高齢化の進行に伴い、より一層重要度が高まる観点から、市の公共交通軸として位置づけ、将来にわたり機能の維持・充実に図ります。

⑩-A 基幹的な公共交通の利用促進

◇基幹的な公共交通を維持していくため、住民や事業者と連携を図りながら、公共交通の利用促進(PRパンフレットの作成・配布、バス停留所周辺の清掃等)を図る。

■対象地区

◇立地適正化計画区域(市全域)

⑪郊外部の住宅団地等から拠点へのアクセス強化

郊外部の住宅団地等に居住する住民の生活利便性を確保するため、西坂戸団地等と中心拠点とのアクセス強化を図ります。

⑪-A 地域公共交通運行事業

◇市民バスについて、高齢者などの交通弱者の病院や買い物など日常生活の足として、運行する。また、近隣市町村の公共交通との連携について検討を行う。



出典:坂戸市ホームページ 市民バス(さかちバス・さかちワゴン)の運行

■対象地区

◇立地適正化計画区域(市全域)